

第41回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第41回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	令和2年11月30日(月) 14:00~16:00
場 所	東館3階 大会議室2
出席者	委員長 松山 治幸 委員 坂本 幸子 委員 西村 久美子 事務局 佐藤副市長 川原総務部長 坂恵契約検査課長 夏川街路樹課長 谷崎都市整備課長 宮本下水道課長 平野水道管理課長 藤本水道工務課長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人 (一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告 (令和2年度上半期執行分)
- ② 抽出案件
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告 (令和2年度上半期執行分)
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告 (令和2年度第1四半期・第2四半期調査分)
- ⑤ その他

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 令和元年度下半期
(令和元年10月1日~令和2年3月31日)
- イ 入札状況及び随意契約内容一覧表 令和2年度上半期
(令和2年4月1日~令和2年9月30日)
- ウ 契約検査課所管入札状況 不調不落発生件数
- エ 契約検査課所管入札状況 不調・不落発生件数 (工種別)
- オ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- カ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
- 資料(2) 抽出事案①~⑥関係書類 (写し)
- 資料(3) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表 (令和2年度上半期分)
- 資料(4) 随意契約サンプリング調査結果報告【令和2年度 第1・2四半期】

第4 1回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（令和2年度上半期執行分）

（質疑・意見）入札が中止になって随意契約になっているものが数件見受けられますが、随意契約の相手方を具体的にどのように見つけているのですか。

（事務局）2回目の入札をした際に、応札した業者と価格交渉をして随意契約を行うことが多いです。

（質疑・意見）年々辞退率が上がっていると報告がありましたが、契約検査課としては、費用対効果や、人手不足等の理由で辞退していると分析されているのですか。

（事務局）一番の理由は人手不足だと考えています。そのため、業者は、限られた人数の中で仕事を受注するときに、より利益率の高いものから入札する傾向があります。市内業者においては、本市から発注するものなので、入札してくれることが多いです。市外業者は、所在地のある自治体で先に入札して、本市のものは利益率の高いものを入札する傾向にあります。利益率の低いものはやはり落札率は高くなります。

（質疑・意見）芦屋市は他の自治体と比べて入札中止となる件数割合は高いのですか。

（事務局）阪神間に確認したところ、他の自治体でも不調が増えていると聞いています。ただ、本市は工事の規模が小さいので、他市と同時期に発注すると、市外業者は特に他市の規模の大きい工事を受注する傾向があるので、件数までは比較していませんが、本市ほど不調率が高いかは不明です。

（質疑・意見）結果的に、随意契約になることが多くありますが、あまり随意契約にならないように、競争入札でやっていただきたいと思います。不調率が上がっていることを改善していきたいとのことですが、やむを得ない場合もありますが、ぜひ1～2年の間に、このような対策を講じて改善できたという成果を報告してほしいと思います。

そもそも芦屋市は比較的規模の小さい市なので、市内業者数が少ないですよね。

（事務局）そうですね。市内業者数が多ければ、そこまで不調にはならないと思いますが、市内業者数が少ないので、全社指名しても全社辞退することもあります。入札を行わない設計金額が少額の工事でも、所管が直接市内業者に発注している工事もありますので、受注が重複することもあり、不調を減らすことはなかなか難しいと思います。今後他市の状況も聞き取りながら改善していきたいと思います。

（質疑・意見）市内業者数は減っているのですか。

（事務局）これまではあまり見受けられなかったのですが、昨年廃業された業者があり、市内業者の登録数も少しですが、減っている状況です。新たに起業した登録業者はありません。

（質疑・意見）入札中止になった案件は、また入札手続きをするでしょうから手間がかかりますね。

（事務局）所管課からの依頼件数は、これまでより減ってきていると思いますが、不調になることでまた入札する必要があるため、入札件数は増えます。一括発注すれば、規模が大きい工事になるので、不調になりにくいかもしれませんが、予算の確保も難しくなっています。決まった予算の範囲内で発注するため、大規模な工事は最近少なくなっており、目に見えて小規模の工事の不調が増えているという印象です。

(質疑・意見) 小規模の工事で、手間がかかるなどの理由で不調率が高くなると、突破口はあるのですか。

(事務局) なかなか難しいと思います。毎年、労務単価も上がっていますので、本市も同じように改正していますが、それでも人が集まらないと業者から話を聞くので、全国的にも厳しい問題かと思います。

(質疑・意見) 辞退率というのは、指名競争入札で指名しても入札しなかったという意味ですね。辞退する業者数が増えているように見えるのですがいかがですか。

(事務局) そうです。指名業者数が増えているので、その分辞退業者数も増えているように見えます。

(質疑・意見) 労務単価が上がっている等の背景があり、最低制限価格が上がっているとおっしゃいましたが、落札率が上がっているのは、競争性が失われたということではないですね。

(事務局) 落札率は大きく上がっている訳ではなく、少しずつ上がっています。その理由の一つとして、労務単価が年々上がっていることが挙げられると思います。効率が悪く、手間がかかる工事は、落札率が100%近くになりますが、舗装工事などの比較的利益率の高い工事については、落札率が低い傾向もあるので、業者が全部の工事を高く応札している訳ではございません。

(質疑・意見) 競争率の低下が落札率の上昇を招いている訳ではないということをしかりと説明できれば良いと思います。

(事務局) 市内業者だけを指名して行う入札の辞退も最近が多いため、案件によっては、市内業者だけではなく、市外業者も含めて指名することも多くなってきています。

(質疑・意見) 市内業者を優先的に指名するというのは、どの自治体もやっていることですが、市外業者も含めて指名することについて、市内業者から何かご意見はあるのですか。

(事務局) 市内業者への配慮は一定しており、市内業者から、そのことについてのご意見は今のところいただいておりません。

(質疑・意見) 入札価格が最低制限価格での抽選はあるのですか。

(事務局) 数は少ないですが、あります。最低制限価格での抽選は、基本的に市内一円公益灯補修工事などの単価契約の案件であり、それ以外においては、あまり見受けられません。

(質疑・意見) 入札中止の件数が減るような対策をぜひとっていただきたいと思います。

(事務局) 本市の規模が小さい分、工事にしても業務委託にしても、入札中止が多いという評価を受けざるを得ません。過去には、病院事務局において医療機器の共同購入があり、共同購入することで、値段の抑え込みを実現した経緯がありますが、工事に関しては、それぞれの自治体もつ地元業者との歴史的な関係があることや、発注のタイミングを予算で縛られるなど、自治体間で事前に整理すべき事柄が多いので、ハードルが高くなります。本市のような規模の小さい市が、個別に市内業者の育成も目指しながら分割発注をしている現状では、非常に難しいのですが、委員長のおっしゃるように、何かしらの対策を講じてまいりたいと思います。

(2)①南芦屋浜排水区高潮逆流対策工事（その2）

（質疑・意見） 予定価格が変更になったのは、工事内容が変わったのですか。

（事務局） 申請のあった業者から、特殊な機器の運搬費が計上されていないとご指摘がありまして、設計違算が判明したため、再度運搬費を計上して設計金額を積算し直したので、予定価格が上がっております。

（質疑・意見） フラップゲート据付工は、難しい工事ですか。一般的な工事ですか。

（事務局） 本市においてこのような工事をしたことは過去にありません。当該フラップゲートは大変大きく、工場製作に多くの時間と費用を要するものですので、非常に珍しい工事ではございます。

（質疑・意見） 1回目の入札は19社申請があつて、2回目の入札は6社申請があつたということですが、なぜ申請業者数が減ったのですか。

（事務局） 入札公告の時期が違いますので、2回目の入札の際に、技術者の確保ができる等の業者のみが申請したものと思われまます。

（質疑・意見） 設計違算による中止は特殊なものですか。

（事務局） 滅多にありません。

(2)②市内一円下水管布設替工事跡舗装復旧工事

（質疑・意見） 最低制限価格未満で応札した2社はちゃんと積算しているんですよね。

（事務局） 積算はされており、見積もりを徴取して積算する材料費等の価格が、本市の積算で使った材料費より安く仕入れられた等の理由から、最低制限価格未満の価格で応札されたので、無効となり、結果的に予定価格と同額で応札した業者が落札しました。他の舗装工事と同様に積算もしっかりされて応札されているので、本工事に限って落札率が高くなり、他の舗装工事の落札率と差が出たということになります。

（質疑・意見） 辞退されている業者の理由は何ですか。

（事務局） 辞退された4社のうち、3社が人手不足、1社は業務が重複していることによる多忙という理由でした。

(2)③阪急以南防潮堤線以北（西）公園・街路剪定除草業務委託

（質疑・意見） 剪定業務については、過去も取り上げてきた内容ではありますが、改めて今回も取り上げる必要があると思います。

（質疑・意見） 同一地区を同一業者が落札しているのですか。

（事務局） 同じ業者が落札しています。

（質疑・意見） 「阪急以南防潮堤線以北（東）公園・街路剪定除草業務委託」は「阪急以南防潮堤線以北（東）公園・街路剪定除草業務委託その2」と違う業者が落札していますが、それはどのような理由ですか。

（事務局） 上半期の受託者が入札不参加のため失格になりましたので、他の業者が落札しました。

（質疑・意見） 同じ地区を2回入札するのですか。

（事務局） 半年ごとに分けて入札をしていますので、1年を通して結果的に同じ業者が請け負っていることになっています。

(質疑・意見) 同じ業者が請け負わなくても大丈夫なのですか。

(事務局) 本市としては、他の業者が請け負っても構いませんが、結果的に同じ業者が請け負っている状態になっています。地域の方と業者が話をしながら剪定を進めてきた経緯もありますので、他の業者が請け負うと苦情につながる等の理由で、他の業者が他の地域の剪定業務を請け負いたがらないことがあります。

(質疑・意見) 入札に当たり、業者間で談合することはあつてはならないことだと思いますが、談合が行われている可能性はあるのですか。

(事務局) 1年程前にも、積算内訳書を業者から提出してもらい、内訳書を確認しましたが、談合の可能性はないと判断しています。

(質疑・意見) 過去数年を遡っても、同一地区を同一業者が請け負っているのですか。

(事務局) ここ数年は同一地区を同一業者が請け負っていますが、過去には違う業者が請け負っていたこともあります。地域の方と話をしながら剪定業務をするため、基本的に当該地区に所在地がある業者がその地区を請け負っている状況で、その地区以外はあまり請け負いたがらないのではないかと思います。

(質疑・意見) 各業者が談合していないかどうかを芦屋市は今後もしっかりと確認する必要があると思います。毎回請け負っている業者を指名業者から外すなどの対策も取るべきだと思います。

(事務局) またご相談に乗っていただきたいと考えております。

(2)④市内一円下水管調査業務委託(汚水・合流)

(質疑・意見) 10社指名していますが、指名業者数に基準はあるのですか。

(事務局) 「工事等の指名業者選定基準」がありまして、今回の設計金額では、もともと規定数は7社以上ですが、過去に7社指名して不調になった経緯もありますので、今回指名数を増やして10社にしたものです。

(質疑・意見) この業務委託は主に人件費ですか。

(事務局) 最も時間を要しますが、カメラ調査をした後のデータ収集、報告書の作成ですので、ご指摘のとおり、主に人件費となっています。

(質疑・意見) 業者間で入札金額がこれほど違うのはなぜでしょうか。

(事務局) 仕様の内容を業者間で違う受け取り方をしていることが考えられます。過去に同種内容の業務委託を一度でも請け負ったことがあれば、作業内容を理解しているので、どれだけの人数を確保する必要があるのかなど、一定の価格を積算することができますが、一度も請け負ったことがない業者は、一から積算して高めに見積もられるため、経験のある業者と経験のない業者で入札金額に差が生じるのではないかと思います。

(質疑・意見) 仕様書の内容は、業者によって分からない内容が記載されていることがあるのですか。

(事務局) 仕様書を読んだら業務ができるように精査して作成しておりますので、内容が理解できないということはないと思います。

(質疑・意見) 今回指名した業者は、同種内容の業務委託を落札した経験があるのですか。

(事務局) 本業務が、10kmほどの調査を行うもので、昨年度からストックマネジメント計

画に基づいて実施している業務なのですが、これほど長距離の調査の業務委託は過去ありませんでしたので、今後入札を経て、仕様の内容や進め方などを調整していきたいと思います。

(質疑・意見) 本業務の下水管の調査は、例えば建設時期に近い下水管や、工法が同じ下水管などの同種の管で調査を行うのですか。

(事務局) そうです。全ての下水管を調査するものではなく、経過年数がある程度経たものについて調査するものです。下水道管は耐用年数が約50年ですが、約30年経過すると劣化が見られるという統計がございますので、30年経過したものを対象に、順次調査をしていく予定となっております。

(質疑・意見) 業者から積算内訳書は出ているのですか。

(事務局) 業務委託ですので、提出を求めています。

(質疑・意見) 各業者間でここまで入札金額が違うのは、単価や数量が違うということですか。

(事務局) 数量は公表していますので、数量が違うことはありません。カメラ調査自体の単価はある程度業者に知られているものなので、先ほどご説明しましたとおり、報告書作成等にかかる人件費で差が出ているかと思います。

(2) ⑤ J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業施設建築物基本設計見直し業務委託

(質疑・意見) 件名が「基本設計見直し業務委託」となっておりますので、前の請負業者とは別の業者が新たな視点で見直す場合は、2号随意契約の「競争入札に適しない」ものに該当しないのではないかと思いますでしたが、同じ業者であるということですね。

(事務局) はい。その通りです。

(質疑・意見) 前回の基本設計業務委託は入札を実施したのですか。

(事務局) 平成29年に随意契約しています。随意契約の理由に記載しておりますとおり、一番初めに業者を決める際は入札で行いましたが、「J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業」は業務が全て関連しており、本業者は、基本設計以外にも事業計画策定など、様々な業務を請け負っております。地元の権利者との話し合いも含めて全て行っているため、本設計業務にも携わっております。

(質疑・意見) 最初に入札で行って、その後は市民対応での評価などを加えると、他の業務についても、そのまま最後まで入札を行わないというのが一般的なのですか。

(事務局) 本市で行う設計業務委託は、その後の業務で同一業者でなくとも履行が可能なものについては、基本的に入札で行っていますが、本再開発事業は、地元の権利者との調整等が必要で、当初からの流れがありますので、地権者との間で構築された信頼関係が重要と捉え、2号随意契約で締結したものです。

(事務局) 今設計しております基本設計は最後まで同一業者が請け負うこととなりますが、今後実施設計委託業務がございます。実施設計委託業務は、入札で行う予定をしております。

(質疑・意見) 基本設計の関連する業務については、同一業者が随意契約で請け負うということであれば、業務ごとに2号随意契約が該当するかどうかの評価はその都度されているのですか。

(事務局) 毎回選定委員会に諮って確認しております。

(質疑・意見) 随意契約は2号随意契約が一番多いですか。

(事務局) 2号随意契約が一番多いですが、本市としては2号随意契約を行う際は十分に注意しておりまして、業者が業務の内容を熟知しているという理由だけでは認めておりません。本業務委託は、地元の地権者と話し合っ、一つずつ積み上げていく経緯が大前提としてある業務ですので、別の業者が請け負うと、また一から積み上げる必要が生じるため、2号随意契約で行いました。2号随意契約に適さないものについては、契約検査課で精査をして、所管課にその旨伝えています。

(2) ⑥岩園町39街区先外配水管改良工事跡舗装復旧工事

(質疑・意見) 最低制限価格は事後公表であるということですが、水道工事でこのように入札した全業者が最低制限価格で入札していることはあるのですか。

(事務局) 路面舗装工事は複雑な工事ではございませんので、最低制限価格で複数の業者が入札することはありますが、配水管の改良工事については、このようなことはあまりありません。

(質疑・意見) 一般的に工事の入札でこのようなことはあるのですか。

(事務局) 基準書に従って積算すれば、最低制限価格を割り出せるものが時々あります。先ほどの下水道課の案件の舗装復旧工事のように、各業者が最低制限価格で入札してきても、材料費に多少の差があれば、入札金額が異なることもあります。基準書だけで積算できるものであれば、最低制限価格が全業者一緒になることもあり得ます。

(質疑・意見) 入札不調が多い中で、本工事は7社指名して6社入札があり、いい結果ですね。

(事務局) 舗装復旧工事は、先ほどの下水道課の案件と同じで、利益率の高い工事ですので、落札率が低く、最低制限価格で落札されることが多くあります。

(3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(令和2年度上半期執行分)

(質疑・意見) 有限会社阪上撰樹園は、なぜ契約を締結しなかったのですか。

(事務局) 入札金額を誤ったことで契約を辞退されたので、指名停止となりました。

(質疑・意見) 工事の契約において、事故や不正行為などで指名停止になったことはなかったのですか。

(事務局) 本市においては、今年度の上半期はありませんでした。

(4) 随意契約サンプリング調査結果報告(令和2年度第1四半期・第2四半期調査分)

(質疑・意見) 調査件数が、令和2年度第1四半期は72件、第2四半期は16件と少ないように思えますがいかがですか。

(事務局) 課ごとに全てを調査対象としており、その課の随意契約の件数となっております。

(質疑・意見) 対象となる課は順に代わっていくということですか。

(事務局) そうです。一覧表から対象とする課を決めて行っています。

(質疑・意見) 調査対象は50万円以下の随意契約とのことですが、少額の随意契約とは5

0万円以下のことを指すのですか。

(事務局) 業務委託についてはおっしゃるとおりです。工事は、130万円以下のことを指すのですが、50万円超え130万円以下のものは、契約検査課に実施決裁が回ってきますので、確認できております。事務職の課の随意契約は、50万円以下でも契約検査課に実施決裁が回ってきますので、確認できている分については、調査対象から外しています。

(質疑・意見) 調査結果について、見積業者が適切に積算できるように指示書に詳細な規格等を記載するようにとありますが、どのように対策を取られるのですか。

(事務局) 契約検査課から庁内全体に指導していきたいと思えます。

(質疑・意見) 改善はしているのですか。

(事務局) 随時指摘するようにはしておりますので、改善はしております。